

I. 多文化共生に関する国の動き

日本で暮らす在留外国人の数は、コロナ禍で一時減少したものの、増加傾向が続いており、2023（令和 5）年 12 月末時点で約 340 万人と過去最高を更新しました。また、その増加幅も、コロナ禍以前よりも大きくなっているほか、その出身国・地域についても多様化しています。[2024（令和 6）年 6 月末時点では約 360 万人]

一方、国では、深刻化する人手不足などを背景に、2018(平成 30)年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設することとし、翌 2019(平成 31)年 4 月には「特定技能」制度（在留資格としては「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」の 2 種類）が創設されました。

これとあわせ、2018(平成 30)年 7 月には、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」が閣議決定され、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力して外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされました。

これを受け、同年 12 月には、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を達成するための目指すべき方向性を示すものとして「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されました。以後、毎年改定が行われていますが、2022(令和 4)年 6 月には、日本の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けた 2026(令和 8)年度までの中長期的な課題と具体的な施策を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が新たに策定され、2024(令和 6)年度まで、その進捗状況等を踏まえ、毎年見直しが行われています。

なお、2024(令和 6)年 6 月には、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 59 号)」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）」が成立し、これまでの「技能実習」にかわる新たな在留資格として「育成就労」が導入されることとなりました。これにより、これまで以上に外国人材が中長期的に日本で活躍できる素地が広がることとなったほか、一定の条件で転籍も可能となるなど、より流動性が高まることも想定されます。導入時期は 2027(令和 9)年とされています。